

看護、介護及び障害福祉サービス従事者の更なる処遇改善を求める意見書

国は、看護、介護及び障害福祉サービスなど、人々の命を守り社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比し、他産業よりも賃金水準が低い状況にあるとして、令和6年度の診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定において、賃上げに特化した「ベースアップ評価料」や「介護職員等処遇改善加算」を盛り込んだ。また、令和6年度補正予算により、賃金の改善や職場環境の改善に必要な費用を補助する緊急支援措置が講じられた。本県においても、処遇改善加算がより多くの事業所で活用されるよう支援を実施するとともに、国の緊急支援に対応するために必要な予算を措置したところである。

しかしながら、民間企業全体で高水準の賃上げが進む中、看護、介護及び障害福祉分野における人材の確保及び定着を図り、サービスの質及び安定した提供体制を維持していくためには、他産業の水準を上回る賃上げや更なる職場環境の改善など、より一層の処遇改善に取り組む必要がある。

よって、国においては、令和6年度の報酬改定による効果や影響についての検証を踏まえ、地方の現場の声を十分に反映し、報酬の抜本的な引上げを始めとする実効力のある施策を早急に講ずるなど、看護、介護及び障害福祉サービス従事者が希望をもってその職責を担えるよう、更なる処遇改善策を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月18日

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	関口昌一	殿
内閣総理大臣	石破茂	殿
財務大臣	加藤勝信	殿
厚生労働大臣	福林岡資麿	殿
内閣官房長官	林芳正	殿

山形県議会議長 森田 廣